

有効期間満了日 平成35年3月31日

熊生企第227号

平成31年3月13日

熊本県警察自転車防犯登録運用要領の制定について（通達）

自転車防犯登録の運用については、「熊本県警察自転車防犯登録運用要領の制定について（通達）」（平成29年3月24日付け熊生企第261号）に基づき実施してきたところであるが、熊本県警察情報管理システムによる熊本県警察自転車防犯登録管理システムの導入により、別添「熊本県警察自転車防犯登録運用要領」を定め、本年4月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の施行をもって、前記通達は廃止する。

別添

熊本県警察自転車防犯登録運用要領

第1 趣旨

この要領は、熊本県警察自転車防犯登録事務取扱要綱（平成31年3月13日付け熊生企第225号、以下「要綱」という。）第8に基づき、自転車防犯登録の運用に関する必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領における用語の定義は、それぞれ次のとおりとする。

1 指定団体

自転車防犯登録業務の取扱いについて、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項の規定により、熊本県公安委員会から指定を受けた熊本県自転車二輪車商協同組合及び公益社団法人熊本県防犯協会連合会をいう。

2 防犯登録所

指定団体から防犯登録に係る業務の委託を受けた自転車販売店、地区防犯協会及び地区防犯協会連合会をいう。

3 システム

本要領におけるシステムとは、熊本県警察情報管理システムを用いて運用を行う熊本県警察自転車防犯登録管理システムをいう。

なお、システムの運用要領については別に定める。

第3 防犯登録の対象

防犯登録の対象は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車（自転車の小売を業とする者が、販売目的で所有する自転車は除く。）とする。

第4 取扱業務

本要領で定める取扱業務は、新規登録データの受領並びに受領後システム登録されたデータの変更登録、抹消登録及び訂正登録とする。

第5 新規登録データの受領

警察本部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）は、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第12号）第1条第1項第2号の規定に基づき指定団体が通知する新規登録データを受領し、システムに入力するものとする。

第6 変更登録及び抹消登録の申出を受けたときの受理要領

警察署長は、変更登録及び抹消登録の申出を受けたときは、次により処理するものとする。

1 変更登録の受理要領

- (1) 変更登録の対象は、熊本県の防犯登録のみとする。
- (2) 変更登録の内容は、登録者本人の住所、氏名、及び電話番号とする。ただし、登録者と同居する親族への名義変更に限り受理できるものとする。

- (3) 申出者は、登録者本人又は登録者と同居する親族のみとする。
- (4) 受理に当たっては、申出者の身分を確認するため、申出者に対し、身分を証明する書面の提示を求めるものとする。

2 抹消登録の受理要領

- (1) 抹消登録の対象は、熊本県の防犯登録のみとする。ただし、熊本県以外の都道府県の防犯登録について抹消登録の申出を受けた場合は、受理の可否について生活安全企画課長へ問い合わせを行うものとする。
- (2) 自転車本体の現物確認は、必要に応じて行うものとする。
- (3) 申出者が登録者以外の場合は、登録者本人の意思確認がとれた場合について受理するものとする。
- (4) 受理に当たっては、申出者の身分を確認するため、申出者に対し、身分を証明する書面の提示を求めるとともに、抹消しようとする防犯登録に係る登録カード（お客様用）の提示を求めるものとする。ただし、登録カードを提示できない場合は、登録事項について聴取し、申出対象の防犯登録を特定するものとする。

3 処理要領

- (1) 申出内容とシステム登録内容との同一性及び当該申出に係る自転車の盗品該当性についてシステムにより照会し、確認するものとする。

なお、照会結果により次のとおり処理するものとする。

ア 申出事項に誤りがなく、かつ盗品に該当しない場合

システムにより防犯登録変更届出書（別記様式第1号。以下「変更届出書」という。）又は防犯登録抹消届出書（別記様式第2号。以下「抹消届出書」という。）を作成する。

イ 該当データがない場合

生活安全企画課長に対し口頭により照会し、申出事項に誤りがなく、かつ盗品に該当しない場合は、アの処理を行う。

ウ 登録されているデータに誤りが認められる場合

要綱第5の2に基づき、防犯登録訂正報告書（別記様式第3号。以下「訂正報告書」という。）を作成した上で、アの処理を行う。この場合において、変更届出書又は抹消届出書の末尾に作成した訂正報告書を添付するものとする。

エ 申出に係る自転車が盗品に該当する場合

盗難被害に係る事実関係を確認し、手配所属に連絡の上必要な措置を講ずる。盗品の手配が解除された場合は、アの処理を行う。

- (2) (1)により作成した変更届出書、抹消届出書又は訂正報告書については、自転車防犯登録業務作成書類送付書（別記様式第4号）に添付し、生活安全企画課長に送付するものとする。

第7 訂正登録

要綱第5によるほか、指定団体から登録事項の訂正依頼がなされた場合は、生活安全企画課長において訂正登録を行うものとする。

第8 エラーリストの管理

生活安全企画課長は、第5により処理した結果、エラーリストが出力された場合は、要綱第5に基づき、指定団体に対し、登録事項に誤りがないかどうかについて調査を依頼するとともに、「熊本県警察情報管理システム運用管理要領」（平成29年10月19日付け熊情管第797号）に定める個人情報出力資料管理簿（別記様式第6号）により管理するものとする。

第9 照会

- 1 県内の自転車防犯登録業務に関する照会は、システムにより行うものとする。
- 2 熊本県以外の都道府県の自転車防犯登録に関する照会は、直接当該都道府県警察に対し照会が認められている場合を除き、生活安全企画課長に対し口頭により行うものとする。

第10 指定団体が使用する外部記録媒体の管理

- 1 指定団体が新規登録業務において使用する外部記録媒体は、生活安全企画課において管理するものとする。
- 2 当該外部記録媒体の貸出しについては、生活安全企画課長及び生活安全企画課犯罪抑止対策室室長補佐の許可を受けなければならない。
- 3 当該外部記録媒体の貸出しについては、外部記録媒体貸出受領管理簿（別記様式第5号）に記載して、行うものとする。第5の規定により指定団体から新規登録データを受領する場合についても、同様の管理を行うものとする。

第11 準拠

自転車防犯登録業務の情報セキュリティ及び運用については、本通達に定めるほか、「熊本県警察情報セキュリティに関する訓令」（平成16年2月13日付け熊本県警察本部訓令第2号）及び「熊本県警察情報管理システム運用管理要綱」（平成29年10月19日付け熊情管第791号）及びこれに基づき定められた規定の適用を受けるものとする。